

番 号

無利子貸付金事業是正命令書

市町村長

平成 年 月 日付け第 号で完了実績報告のあった道路局所管無利子貸付金事業については、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」(昭和62年法律第86号) 第5条第1項において準用する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号) 第16条第1項の規定により、下記のとおり是正することを命ずる。

平成 年 月 日

都道府県知事

記